

# 青少年だより

神埼市青少年育成市民会議

## 地域の大人と子どもとの交流を推進しよう ～第5回地区子育て懇談会～

神埼市青少年育成市民会議では、第5回地区子育て懇談会を7月7日から9日まで開催しました。

地区役員、市民会議役員、学校、PTA地区役員、地区の皆さんのご協力をいただき、熱心な話し合いがなされ、有意義な懇談会となりました。

今回の懇談会では、次の4つの柱で話し合いをしました。

- 柱1 地区の重点実践目標の反省
- 柱2 家庭での教育や地域の協力・支援の活動、地区独自の活動について話し合う。
- 柱3 今年度の重点実践目標の決定
- 柱4 小・中学校からの報告



▲下神代地区の懇談会の様子

**1. 地区の重点実践目標の反省**  
 昨年の懇談会で決定された実践目標の反省をしていただきました。「あいさつ・声かけ運動」は多くの地区で努力され、改善できたようです。一部不足していたところ、継続して取り組みたいところ、地域によっては新たな課題も出てきたようです。

- あいさつ・声かけ運動
- ノーテレビデーの実施
- 地域の安全を守る方策



- 子どもとのふれあいを持つ (地区ボランティア) (9地区)
- 地域の環境美化、ゴミ・ノーポイ運動 (12地区)
- 交通安全、交通ルールを守る (18地区)
- 地域の環境美化、ゴミ・ノーポイ運動 (15地区)
- 子どもとのふれあいを持つ (94地区)
- 地域の行事に積極的に参加する (18地区)
- 交通安全、交通ルールを守る (15地区)
- 見守り隊の取り組み (7地区)
- 家庭のきまりを守る (3地区)
- 子育て5か条実践 (3地区)
- 親子のふれあいの時間を (2地区)
- 物を大切に (2地区)
- 手伝いをする (2地区)
- 一戸一灯運動 (2地区)
- 一日一善 (2地区)
- ラジオ体操参加 (2地区)

このほか、「花いっぱい」「基本的な生活習慣」「帰宅は5時まで」「自分のことは自分で」「老人を大切に」「健康第一」「父親同士の交流」などがありました。

**2. 今年度の地区重点実践目標**  
 地区の重点目標の反省を活かしながら、地区ごとの目標が設定されました。

- あいさつ・声かけ運動 (94地区)
- 地域の行事に積極的に参加する (18地区)
- 交通安全、交通ルールを守る (15地区)
- 地域の環境美化、ゴミ・ノーポイ運動 (12地区)
- 子どもとのふれあいを持つ (9地区)
- ノーテレビデー (タイム)・ノーゲームデーの実施 (7地区)
- 子どもを地域で守る (7地区)
- 見守り隊の取り組み (7地区)
- 家庭のきまりを守る (3地区)
- 子育て5か条実践 (3地区)
- 親子のふれあいの時間を (2地区)
- 物を大切に (2地区)
- 手伝いをする (2地区)
- 一戸一灯運動 (2地区)
- 一日一善 (2地区)
- ラジオ体操参加 (2地区)



- 物をつぶす (2地区)
- このほか、「花いっぱい」「基本的な生活習慣」「帰宅は5時まで」「自分のことは自分で」「老人を大切に」「健康第一」「父親同士の交流」などがありました。
- ① 会の進行について
  - ・よかった、まあまあよかった 約3分の2
  - ・意見などあまり出なかった、少なかった 約3分の1
- ② 司会者について
  - ・青少年育成推進員 59%
  - ・公民館長 8%
  - ・子どもクラブ育成会長 12%
  - ・PTA地区役員 10%
  - ・区長、その他 11%
- ③ 子どもへの参加
  - ・多かった 12%
  - ・数人 58%
  - ・なかった 30%
- ④ 工夫した点や改善への意見
  - 懇談会のために地区で工夫したこと
    - ・回覧板、集落放送、お知らせ配布、保護者間などで呼びかけをした。
    - ・懇談会の前に、子どもクラブ役員、PTA役員と役割分担を行い、事前打合せを行った。

**3. 今年度の懇談会の取り組みの成果や課題について**  
 今年度は各地区の青少年育成推進員にアンケートを書いていたいただきました。

## 地区子育て懇談会の出席率ベスト20

順番	地区名	出席率(人/戸)
1	曾根ヶ里	130.0
2	野 寄	115.4
3	池 辺 田	107.1
4	小 鹿	95.0
5	上 地	84.6
6	上 黒 井	84.0
7	伏 部	80.0
8	柴 尾	77.1
9	大 野	73.2
10	十 条	72.2
11	猪 面	71.9
12	三 谷	71.4
13	林 慶	69.2
14	馬 郡	65.8
15	蔵 戸	63.6
16	神 納	63.2
17	龍 尾	61.9
18	野 田	61.1
19	仁 戸 田	60.6
20	中 津	59.3

- ・活発な意見が出るよう、市民会議役員(班長)の参加を得て懇談会地区役員による事前検討会を行った。
- ・懇談会の様子をまとめ事後に回覧した。
- ・我が家の決まりを、子どもや親から発表してもらった。
- 改善への意見
  - ・地域の人が、子どもに対してもっと関心を持つこと。関心が無いから、保護者も、保護者以外の人も参加が少ない。
  - ・保護者の参加が少ない。
  - ・懇談会では、一般の人が参加して意義・興味が持てるような議題が必要ではないか。
  - ・お年寄りと両親、子どもの参加を勧める必要がある。

### 4. まとめ

#### ◆司会者について

青少年育成推進員が司会者となっているところが一番多かったようですが、子どもクラブ育成会長やPTA地区役員がなる例も増えてきています。

また、事前に司会者を地区役員で話し合っ決めてたり、参加者を増やす対策や、会の持ち方を話し合ったりすることで懇談会運営に効果が見られました。



#### ◆子どもの参加について

昨年と比べ、少しではありませんが参加する地区が増えていきます。子どもが参加した地区の半数で子どもの発言があり、さらに活発で有意義な話し合いになった地区もありました。



#### ◆独自の取り組みについて

地区独自の取り組みについて話し合い、実行する例がいくつか出てきました。

例えば、老人

クラブもラジオ体操の出席カードを作成し、子どもと一緒に参加したり、一日地区民総参加を呼びかけたりした地区や、「あいさつ通り」の看板をラジオ体操時に子どもと大人が一緒に立てたりする地区などが見られました。

また、家庭で掲示できるような実践目標を印刷して全世帯に配布したりする地区もみられました。



▲犬の目地区で「あいさつ通り」の看板設置

### 県青少年健全育成条例が一部改正されました。

○青少年とは何歳から  
0歳から18歳未満までとなりました。

乳幼児を含めた青少年の健全育成に、保護者はもちろんのこと、社会全体で取り組むこととなります。保護者同伴でも青少年を深夜(11時以降)に立ち入らせた映画館やカラオケボックスなどの興行店には、10万円以下の罰金が科せられます。

#### ○有害図書書の基準

過激な性描写が総ページの10分の1以上、または、10ページ以上掲載された書籍・雑誌類は有害図書に指定されます。これらを青少年に販売したり、貸したり、閲覧させたりすることが禁止されます。違反した事業者は20万円以下の罰金が科せられます。

#### ○インターネット利用環境の整備

保護者はフィルタリングソフトを活用し、青少年に有害情報を見たり聞いたりさせないように努力しなければなりません。

携帯電話は、販売店において無料で設定してもらえます。